

知っていますか？ 人権に関する3つの法律

障害者差別解消法

2016.4.1 施行 2024.4.1 改正法施行

ヘイトスピーチ解消法

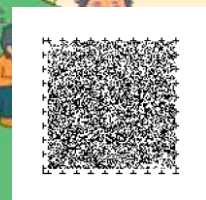
2016.6.3 施行

部落差別解消推進法

2016.12.16 施行

「誰もが幸せでいられる街」は私たちの願いです。しかし、残念ながら今の社会には差別があり、誰かの人権が侵されています。いまだに残る差別を無くしていくために、2016年差別解消のための法律が相次いで施行されました。そして2024年、改正障害者差別解消法が施行されました。

これらの法律をきっかけに、私たちに何ができるかを考え、互いの人権を尊重し、ともに幸せに生きることのできる社会を築いていきましょう。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 「障害者差別解消法」

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律～

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざすものです。この法律では、二つのことが大切にされています。

- ① 障害を理由とする「**不当な差別的取扱い**」の禁止
- ② 障害のある方が社会生活する上での障壁（バリア）と感じていることを、その状況に応じた取り除いていくこと（「**合理的配慮**」の提供※）

（※）今回の改正では、**行政だけではなく、民間事業者も合理的配慮が義務となりました。**

「あなたの周りで、困っている人はいませんか？」

こんなことが「**合理的配慮**」の提供になります。



飲食店で「盲導犬と一緒に入店したい」という視覚障害者の方の申し出があれば、通常席に案内します。



難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望されたときは、太いペンで大きな文字を書いて筆談を行います。



映画館等で、車いすの方が入りやすいように階段にスロープを用意します。

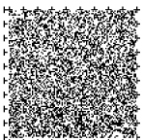
※「合理的配慮」もっと知りたい人は、[合理的配慮サーチ](#) 検索

【障害の有無に関わりなく、すべての人々が共生できる社会に！】

○合理的配慮の対応については、相手の障害の状況や意思、年齢、性別等に加え、場所、設備、天候、時間などによっても異なります。

○障害について、どんなことで困っているのかを想像し、相手の立場になってコミュニケーションを取り合しましょう。

※久留米市は障害を理由とした差別の解消に向け、2024年4月に「久留米市の障害を理由とする差別をなくす条例」を施行しました。



「ハイトスピーチ解消法」

ほんぽうがいしゅっしんしゃ たい ふうとう さべつてき げんどう かいしょう む とりくみ すいしん かん ほうりつ
～本邦外出身者に対する不当な差別的な言動の解消に向けた取組の推進に関する法律～

とくてい じんしゅ みんぞく こくせきなどのマイノリティの人びとに対して、デモやSNSなどで暴力や差別をおったり、侮蔑的な表現を繰り返したりするハイトスピーチが社会的な問題となっています。この差別的言動の解消を推進するために、ハイトスピーチ解消法が施行されました。この法律には、次の事が述べられています。

- ① 外国にルーツがあることを理由にした不当な差別的言動を行うことは許されないこと
- ② 国民は、差別的言動のない社会の実現に努めること

「ハイトスピーチで傷ついている人が いることを知っていますか？」



ハイトスピーチは、その対象となった人々を大きく傷つけているんだよ。精神的にショックを受けるだけではなく、脅された学生たちが民族服の制服で通学できない、学校や職場で自分の出身を隠さなければならないといった人権侵害もひき起こしているんだよ。



在日韓国・朝鮮人の子どもたちのほとんどは、本名ではなくて日本名で生活しているんだって。なぜ、自分のルーツを隠して生きていかなければならないのかな？



学校や職場で、あるいは住居を借りるときや結婚のときなど、今も差別があるんだ。本名で生活し、自分の立場を公表することは、差別を受けるかもしれないという覚悟をしないとイケないんだ。

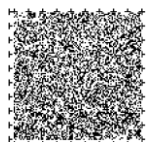
人種・民族・国籍などで人を差別するなんて許されないことだね。ハイトスピーチをされた人の心の痛みを想像することから始めないと・・・。

同じ国に暮らしているみんなが、排除するのではなく、お互いに理解し合うことが大切だね。



【自分らしく生きられる社会に！】

- 「自分らしく生きる」ことは、自分の先祖や親、家族、大切な人のことを隠さずに生きられることです。
- 自分のルーツや文化を大事にして生きられる社会をめざして、人種・民族・国籍などの違いを認め合い、尊重しましょう。



「部落差別解消推進法」

～部落差別の解消の推進に関する法律～

この法律ができた背景には、インターネット上における差別を助長する書き込みや全国的に発生する差別投書事件など、悪質な差別事案が多発している現実があります。このような状況の中、部落差別は許されない社会悪であるという認識のもと法律が制定されました。

この法律では、次のことが述べられています。

- ① 現在もなお部落差別が存在すること
- ② 部落差別は許されないものであること
- ③ 国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現すること

「わたしたちの身近なところで、部落差別につながるものが起こっていませんか？」

④でも、ネットに書かれていることがすべて正しい情報とは限らないよ。

③それなら私たちがスマホで探そう。ネットには、たくさんの情報があるから。

②治安の悪いところや評判の悪いところは避けたほうがいいよ。

①4月から1年間、仕事で単身赴任しないといけないところはないかな？



⑤そうそう。ネットにはデマの情報も多いよね。差別につながることはしちゃいけないよ。

【ためらいなく自分の故郷が名のれる、地域社会に！】

- 自分の故郷を語ることで、差別にあうかもしれないと不安になる人がいます。差別や偏見をなくすことで、すべての人が、なんのためらいもなく自分の故郷が名のれる、自分の故郷を誇れる社会を創っていきましょう。
- 部落差別の問題について、教育や啓発を通して正しく学び、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない世の中を実現していきましょう。

